



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*2 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) 1

○ 告示

161 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 2

162 " (") 2

163 生活保護法による指定施術機関の廃止 (") 2

164 生活保護法による医療機関の指定 (") 2

165 " (") 3

166 生活保護法による施術機関の指定 (") 3

167 生活保護法による指定医療機関の変更 (") 3

168 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課) 4

169 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 4

170 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見等の概要 (商工振興課) 4

171 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 6

172 農用地利用配分計画の認可 (") 6

173 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 7

174 道路の位置の指定 (都市政策課) 7

175 平成29年度和歌山県立図書館資料 (図書) 納入業務に係る一般競争入札に参加する者に

必要な資格等 (教育委員会) 7

176 平成29年度和歌山県立図書館資料 (逐次刊行物) 納入業務に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格等 (") 9

○ 公告

入札公告 (教育委員会) 11

" (") 14

規 則

和歌山県規則第2号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則 (昭和32年和歌山県規則第2号) の一部を次のように改正する。

第8条の表日高港の項の次に次のように加える。

由良港	吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船舶係留施設、網代第三小型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設、阿戸小型船舶係留施設
-----	---

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
西訪新 4-26	株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問看護ステーションめぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2836	平成 27. 12. 1
田訪新 10-26	一般社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1-8	田辺市医師会立訪問看護ステーション	田辺市高雄一丁目11-10	平成 28. 12. 31

和歌山県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
岩歯新 8-26	医療法人金尾恵史歯科医院	岩出市西安上94-1	平成 28. 8. 16
岩歯新 16-28	金尾歯科医院	岩出市西安上94-1	平成 28. 11. 20

和歌山県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
海柔 4-38	溝端耕造	溝端整骨院（柔道整復） 海草郡紀美野町小畑289-1	平成 29. 1. 4

和歌山県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
西訪新 9-28	株式会社めぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	訪問看護ステーションめぐみ	西牟婁郡上富田町岩田2068	平成 27.12.1

和歌山県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩歯新 16-28	金尾歯科医院	岩出市西安上94-1	平成 28.8.17

和歌山県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
海柔新 1-28	馬場隆延	きみの接骨院（柔道整復） 海草郡紀美野町小畑289-1	平成 29.1.5

和歌山県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		

東病新 5-26	医療法人日進会日比記念病院	医療法人日進会日進会病院	東牟婁郡那智勝浦町大字朝 日一丁目221-1	平成 29.1.1
-------------	---------------	--------------	---------------------------	--------------

和歌山県告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30715007 42	合同会社ウイル	あおい居宅介護支援 事業所	和歌山県有田市辻堂65 6-3	居宅介護支援	平成 29.2.1	平成 35.1.31

和歌山県告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30615900 42	合同会社ウイル	あおい訪問看護ステ ーション	和歌山県有田市辻堂65 6-3	訪問看護	平成 29.2.1	平成 35.1.31
				介護予防訪問 看護	平成 29.2.1	平成 35.1.31

和歌山県告示第170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパーエバグリーン高松店
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第1075号

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見

ア 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては、2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

イ 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合又は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出を行ってください。3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく届出を行ってください。

ウ 予測結果に反し、駐車場からの影響により等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民からの

苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。

エ 北側に接する市道は、付近住民の生活道路となっており、近隣に医療施設もあるため、工事中や開店後における通行車両及び歩行者等の安全対策を検討してください。また、地元からの安全対策の要望も受けており、できれば国道から搬入車両が入るようにできないかについても検討してください。

オ 工事中や開店後において通行車両の増加に伴い交通事故の発生が心配されます。特に子供たちが被害者とならないよう、十分な安全対策を講じてください。

カ 予定店舗周辺の高松小学校通学路の安全確保について、工事中や開店後を通して十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故に遭わないように万全の対策を講じてください。

(2) 法第8条第2項に基づく意見

ア 当該建設予定地は、北東南側には第一種低層住宅地、更に脳神経外科、眼科、皮膚科という医院に隣接し不適切な立地条件です。

イ 大規模小売店舗立地法に基づいた説明会がありましたが、周辺住民にとってはそれぞれ様々な問題がありますので、説明の場を複数回設けていただき、住民の問題や不安について十分な協議をお願いします。

ウ 客用駐車場が70台と少ないので、入庫待ちの車により国道が駐車場と化し、大渋滞となり交通が著しく妨げられます。

エ メインの西側出入口に関しては、国道42号沿いで、和歌山市でも有数の事故多発地帯として認知されており、南北交通の渋滞が悪化し、更なる事故の誘発が危惧されます。

オ 北側に出入口を作らないでください。北側に出入口があれば、東側に車を誘導しているようなものです。狭い道に車が行き交うような状態を作らないでください。安全であるべき通園、通学路が非常に危険な道になる可能性が極めて高いです。

カ 国道側出入口への右折入退場を規制する国道へのポストコーンの設置は、事故を防ぐことに対しとても有効とは思えません。

キ 北側の市道は大変狭く、車1台分ぐらいしか通行できない部分がありますが、そこに商品搬入の大型車両が入ってくると住民・来院者の往来ができなくなります。

また、市道の東側は通学路であり、そこに大量の車両が流入するのは危険極まりありません。

ク 北側に帰りたい車は、国道を南進し最寄りの交差点等を左折し、店舗東側のあい路を北上すると予想されますが、この付近は幼稚園児・小学校児童の通学・通園のスクールゾーンであり大変危険な道と化します。高齢者の方も多い地区なので、事故が多発することが考えられます。

また、付近の道路が狭いため交通渋滞で住民の車の通行が著しく阻害されます。

ケ 高松交差点から店舗西側出入口の間の国道で渋滞が起きると、患者様、周辺住民の車両が出入りできなくなります。滞りなく出入りできるよう国道及び北側道路を渋滞で塞がないでください。

コ 駐車場の東、南、北のほとんどが壁で囲まれると、見通しが悪くなり犯罪が起りやすくなります。防犯上、駐車場内は明るくしてください。防犯カメラを駐車場内、外に数多く設置してください。

サ 付近は第1種低層住居専用地域で大変静かな住環境が守られてきましたが、この店舗に搬入する大型車両の騒音が朝6時から発生し、来客者の車両騒音がそれを朝8時台から増幅し真夜中の午前0時台まで約19時間続くのは騒音の公害であり、安眠を妨げるなど住民の健康な生活を侵害することになります。

シ 夜間照明、車の音、室外機のモーター音や低周波による不眠等の健康被害が心配されます。

ス 生ゴミ等の保管施設の換気あるいは排気口はどこに設置されるのでしょうか。騒音、悪臭等の面から、どの方面にも影響のないよう排気口、室外機の移設をお願いします。

セ 生ゴミ等の廃棄物はねずみ、蚊、ハエの発生を促し、付近の公衆衛生を極度に悪化させます。

また、それらと大量の油調理に伴う悪臭は避け難く居住環境を悪化させます。

ソ 廃棄物としてでる段ボール箱は、施設外に保管されると放火の危険があり、必ず屋内に保管し、夜間外部から入れないようにしてください。

タ 民家等に近接して設置する計画であるため、近接民家の住民は日照阻害、採光阻害、圧迫感、景観侵害等の被害を受けます。

チ 記録的な大雨災害が多発する昨今、これまで未舗装の地面にある程度吸収されていた雨水が店舗立地によるコンクリートの地面に吸収されず、下水管に大量に流入することになります。時には処理しきれない下水が逆流して付近の衛生を悪化させることが懸念されます。

ツ 元が蓮池で建築に向いていない場所に建てることに無理があります。そんな不安定な場所に建てられるのに、自宅とエバグリーンとの距離が1メートルもありません。大きな災害時に周辺の家屋への影響が懸念されます。不安しかありません。

テ 立地する土地は砂地で、杭を30m近く約35本打つと聞きましたが、隣接する民家の住民は杭打ちの騒音、振動、砂・土ぼこりで生活できなくなります。

また、振動で周辺住宅に亀裂が入ったり屋根瓦が落ちたり住宅の損傷が懸念されます。

ト 建設工事前後には専門家による家屋調査と、損害があればそれに対する補償をお願いします。

ナ 営業時間に関して、夜12時までなど住民の不安をあおります。

ニ 大規模小売店舗立地法は周辺地域の生活環境の保持を確保することを立地の条件としていますが、今回の店舗立地は環境を破壊し住民の生命と財産を侵害するものです。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年2月7日から同年3月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第171号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び東牟婁郡振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月20日まで縦覧に供する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第117号	東牟婁郡那智勝浦町中里字上地338外4筆

和歌山県告示第172号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年1月27日に認可した。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番

平成28年度第108号-1	御坊市湯川町富安字悪水219外1筆
平成28年度第108号-2	御坊市野口字新涯650-1
平成28年度第108号-3	御坊市野口字西高畑ケ282-1外4筆
平成28年度第108号-4	御坊市湯川町財部字橋爪433-1
平成28年度第108号-5	御坊市藤田町吉田字西ノ芝175-1外1筆

和歌山県告示第173号

平成29年和歌山県告示第35号（以下「告示第35号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
北田博朗
尾上通明
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第35号のとおり

和歌山県告示第174号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3372	御坊市藪字西郡29番2の一部、30番2の一部	御坊市湯川町財部937番地6 杉本まゆみ	平成 29. 1. 27	5. 00	34. 95

和歌山県告示第175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
平成29年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務
 - (2) 契約期間
平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、平成29年2月7日（火）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあつては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ケ 役員調書

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) (1) のア、イ、カ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成29年2月7日（火）から同月16日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成29年2月16日（木）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
- (2) 日時
平成29年2月10日 (金) 午後3時
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成29年2月7日 (火) から同月16日 (木) までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
郵便番号 641-0051
電話番号 073-436-9500
ファクシミリ番号 073-436-9501
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年3月3日 (金) までに郵送により送付する。
- 9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、平成29年3月17日 (金) 午後5時までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年3月23日 (木) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 - (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第176号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度和歌山県立図書館資料 (逐次刊行物) 納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
平成29年度和歌山県立図書館資料 (逐次刊行物) 納入業務
 - (2) 契約期間
平成29年4月1日 (土) から平成30年3月31日 (土) まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この一般競争入札に参加することのできる者は、平成29年2月7日 (火) 現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると思われる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - カ 使用印鑑届
 - キ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）和歌山県が課する県税全税目
 - （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
 - ケ 役員調書
 - コ 誓約書
 - サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) (1) のア、イ、カ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成29年2月7日（火）から同月16日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成29年2月16日（木）までの午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
- (2) 日時
平成29年2月10日（金）午後2時

- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成29年2月7日（火）から同月22日（水）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
郵便番号 641-0051
電話番号 073-436-9500
ファクシミリ番号 073-436-9501
- 7 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年3月3日（金）までに郵送により送付する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成29年3月17日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年3月23日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成29年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度
平成29年度
- (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式
- (3) 調達物品の仕様等
仕様書及び入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
- (5) 納入期間
平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成29年和歌山県告示第175号に規定する和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札

参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 期間

平成29年2月7日（火）から同月16日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成29年2月16日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

平成29年2月10日（金）午後3時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

イ 入札日時

平成29年3月24日（金）午後2時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成29年3月24日（金）午後2時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費

税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この一般競争入札は、平成29年2月和歌山県議会定例会において、平成29年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set
- (2) Date and time for tender :
2:30 P.M. Friday 24 March 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 2:00 P.M. Friday 24 March 2017)
- (3) Contact point for the notice :
General Affairs Division of Wakayama Prefectural Library,
1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan
TEL 073-436-9500
FAX 073-436-9501

入札公告

平成29年度和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成29年2月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成29年度
- (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料（逐次刊行物） 一式
- (3) 調達物品の仕様等
仕様書及び入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館
田辺市新庄町3353-9
和歌山県立紀南図書館
- (5) 納入期間
平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成29年和歌山県告示第176号に規定する和歌山県立図書館資料（逐次刊行物）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館総務課

(2) 期間

平成29年2月7日（火）から同月16日（木）までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の(1)と同じ。
 - (2) 期間
3の(2)と同じ。
 - (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成29年2月16日(木)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
 - (2) 日時
平成29年2月10日(金) 午後2時
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
 - イ 入札日時
平成29年3月24日(金) 午後2時
 - ウ 開札場所
アと同じ。
 - エ 開札日時
イと同じ。
 - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成29年3月24日(金)午後1時30分までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法
入札者は、資料(逐次刊行物)の本体価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に対する納入金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の割合(百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。)を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料(逐次刊行物)の予定金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料(逐次刊行物)予定金額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
 - (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、納入資料(逐次刊行物)予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付し

なければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

- (2) この一般競争入札は、平成29年2月和歌山県議会定例会において、平成29年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。